

今治市野間馬保存管理計画

平成21年 3 月

今治市

目次

第1章 計画の目的

1	背景	1
2	目的	1
3	対象	1

第2章 施設の概要

1	今治市の概要	3
2	今治市野間馬ハイランドの概要	5

第3章 野間馬の概要

1	沿革と特徴	11
2	野間馬の状況	13

第4章 計画

1	保存管理の課題	17
2	課題の対応方針の前提条件	19
3	課題の対応方針	20
4	野間馬の譲渡又は貸付に関する考え方	26

第 1 章 計画の目的

1 背景

野間馬は、藩政時代から私たちの先祖が長い歴史の過程の中で今治市の自然と風土の中で育て上げてきた日本在来の未改良小型馬です。

昭和 53(1978)年に松山市の長岡悟氏から 4 頭の野間馬が今治市に寄贈され、野間馬保存会をはじめとする地域団体等の協力により平成 20(2008)年には 85 頭となり今治市野間馬ハイランドの目標保存頭数はほぼ確保されています。

昭和 60(1985)年 10 月、社団法人日本馬事協会より全国で 8 番目の日本在来馬として認定され、又、昭和 63(1988)年 4 月、今治市の指定文化財(天然記念物)に指定されました。

2 目的

今治市野間馬ハイランドにおいて日本在来馬として認定された「ふるさとの宝」である野間馬の保存育成に取り組み、第二次整備段階で目標とした保存頭数の確保がほぼ目標どおり達成されました。

今後「ふるさとの宝」である野間馬を確実に次代に継承するため、将来顕在化が予測される「保存すべき野間馬の基準策定」、「繁殖グループの拡充」、「感染症等による絶滅の回避のための飼育場所の確保」、「野間馬の放出に係るルール整備」等の課題解決への取組を推進し、野間馬を適切に保存管理するための指針として本計画を策定するものです。

さらに、「ふるさとの宝」である野間馬を貴重な財産として次代に引き継ぐ環境を整えることは、動物愛護と情操教育の涵養、地域の生活文化への関心など、次代を担う子ども達の健全な育成に対して高い効果が期待できる野間馬とのふれあいの機会を確保するものであり、野間馬の存在に誇りを感じることにより、市民に貴重な財産として理解され、引き継ぐことが大きな使命と考え、野間馬の保存育成の必要性が市民に理解されるよう保存管理の方針及び方法について明らかにすることを目的とします。

3 対象

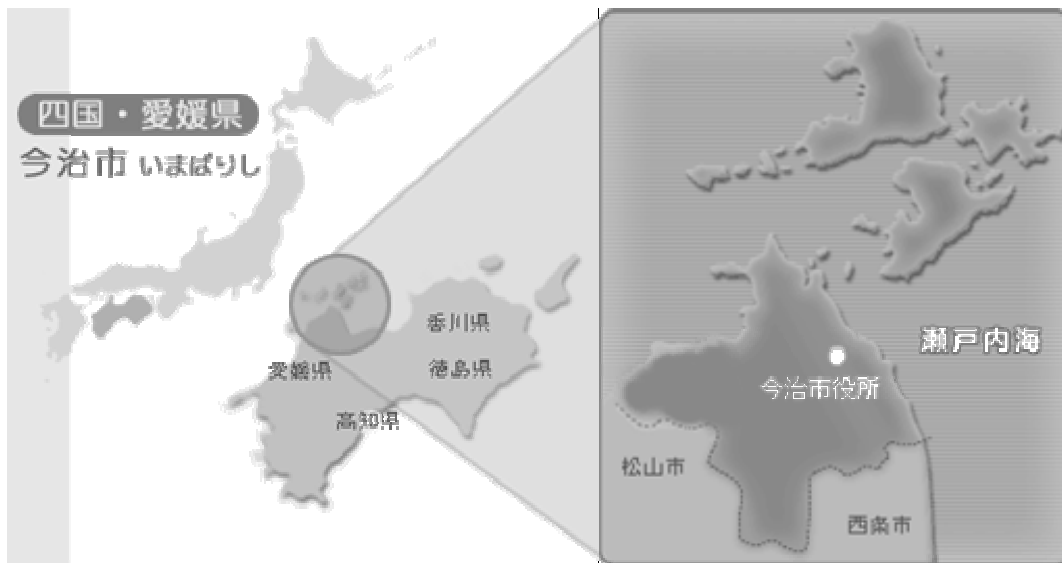
本計画は、今治市野間馬ハイランドで飼養されている野間馬を対象とします。

第 2 章 施設の概要

1 今治市の概要

(1) 位置・地勢

今治市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島の南半分の島しょ部からなり、緑豊かな山間地域を背景に、中心市街地の位置する平野部から世界有数の多島美を誇る青い海原まで、変化に富んだ地勢となっています。



(2) 市の沿革

今治地方は、古墳時代の多くの遺跡や、七世紀には伊予国府が置かれていたことが示すように、古くから政治、経済、文化の中心地でした。

中世には村上氏などの水軍が台頭し、戦国の動向に大きな影響を与えました。慶長5(1600)年、藤堂高虎が20万3千石の領主としてこの地に入り、今張を今治と改め今治城と城下町を築いて都市としての原型をつくりました。その後、松平(久松)氏の所領(今治藩と一部が松山藩)となり、明治2年の版籍奉還まで治めました。

明治22(1889)年、市町村制の施行により陸地部の中心が今治町となり、大正9(1920)年、日吉村と合併して今治市が誕生しました。その直後より港湾の整備を進め、四国初の開港場となりました。

昭和に入ってから、周辺町村との合併、編入を経て、昭和37(1962)年には人口が10万人を超えました。この間、太平洋戦争での戦災に遭いながらも港を中心とした商業都市として、また、タオル、縫製、造船などが基幹産業としてめざましい発展をとげました。そして平成11(1999)年には瀬戸内しまなみ海道(西瀬戸自動車道)が開通し、中四国の交流、流通

の拠点となりました。

平成 17(2005)年 1 月、越智郡 11 か町村との合併により、人口 18 万人となり、松山市に次ぐ県下第 2 の都市に生まれ変わりました。瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や伊予水軍城址などの歴史遺産を誇る観光都市として、また大型船の生産実績が国内の 4 分の 1 を占めるなど、造船・海運都市としても将来が期待されています。

(3) 今治の産業

今治市は、その海域において中世には村上水軍が活躍したことで有名ですが、瀬戸内の海上交通の要衝として古くから海運業が発達し、海とともに発展がもたらされてきました。80 年余りの歴史を持つ今治港は、平成 8(1996)年には四国初のコンテナ用ガントリークレーンが設置され、国内外の物流の拠点となっています。海運業の繁栄により、各種船舶を建造する造船業も盛んです。市内に約 20 の造船所を有し、それに伴う関連会社とともに日本でも有数の造船団地を形成しており、輸送用機械工業出荷額は約 1,200 億円にのぼります。

また、繊維産業も盛んで、特にタオルの生産は、全国生産高の約 6 割のシェアを誇ります。全国的な競争力をもつ食品、電気、石油などの企業、大島石の石材加工、伝統産業として桜井漆器や菊間瓦があります。

そのほか、穏やかな気候に緑豊かな山と美しい瀬戸内海という自然環境を生かして柑橘類、木材などの農林業や、天然、養殖ともに漁業も盛んに行われています。

2 今治市野間馬ハイランドの概要

今治市野間馬ハイランドは、今治市の中心から北西約 5 km 離れた国道 196 号線沿いの丘陵地に整備されました。昭和 53 (1978) 年に整備された野間馬放牧場 (1,815 m²) を前身として、野間馬の有効活用と飼育環境の改善整備を推進するために平成元 (1989) 年に開園 (1.45ha) しました。その後、飼育頭数の増加や利用者の増加に伴う拡張整備の要望や次代を担う子供たちの自然体験・学習施設の必要性へ対応するために平成 9 (1997) 年にリニューアルオープン (5.63ha) しました。

図 2 - 1 施設全体平面図

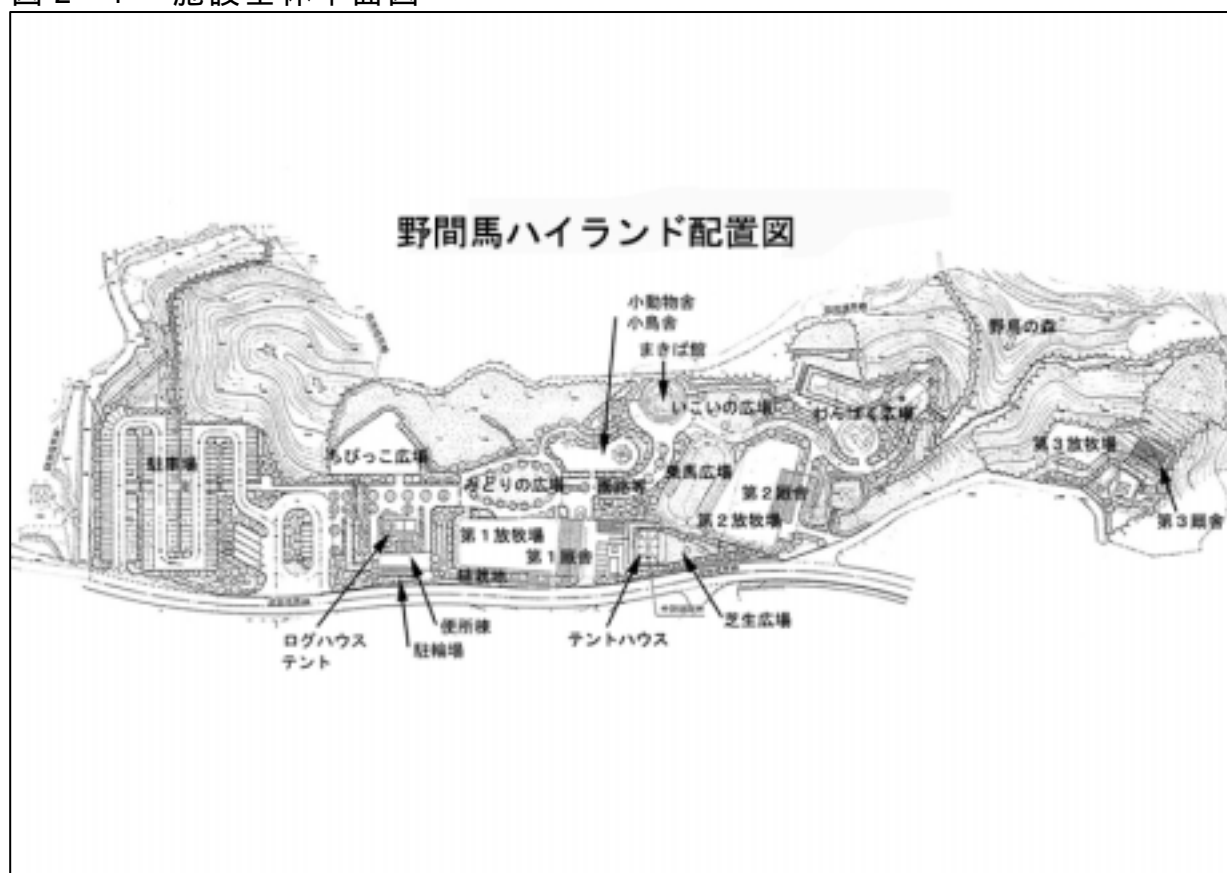


图 2 - 2 第 1 放牧場平面圖

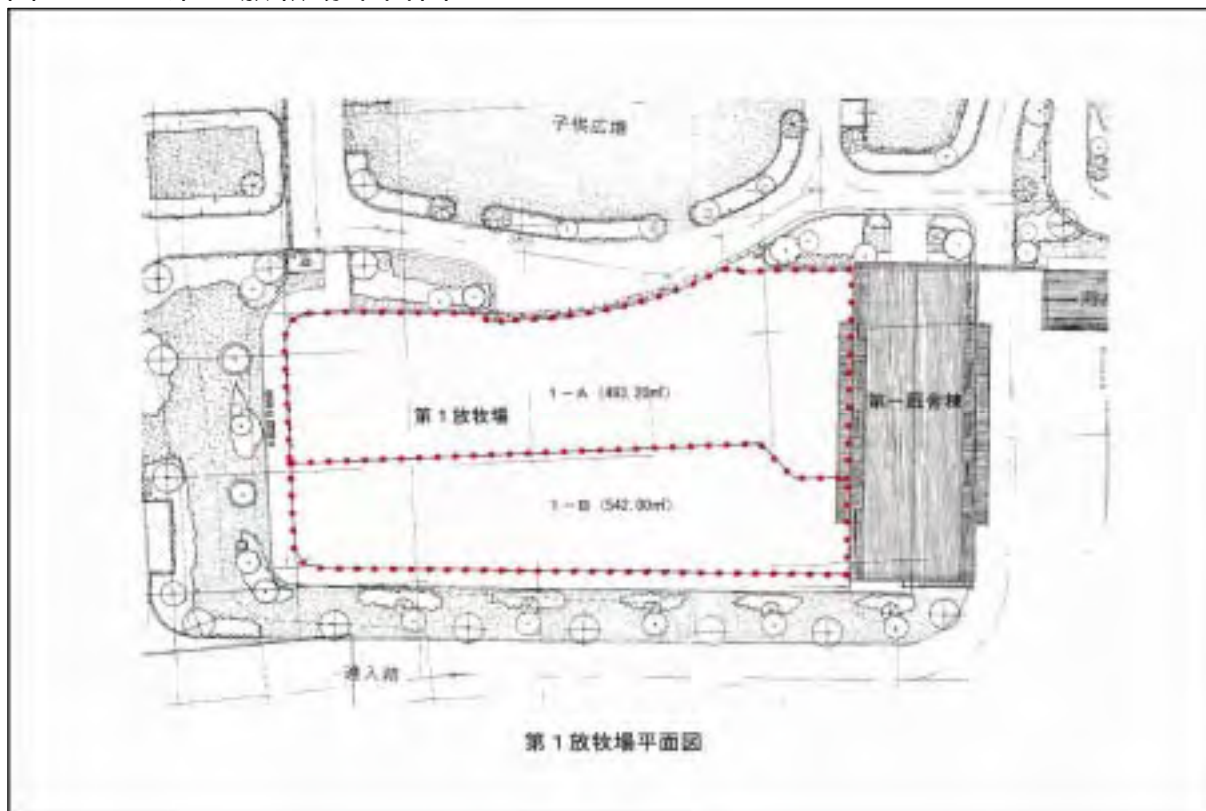


图 2 - 3 第 1 厩舍平面圖

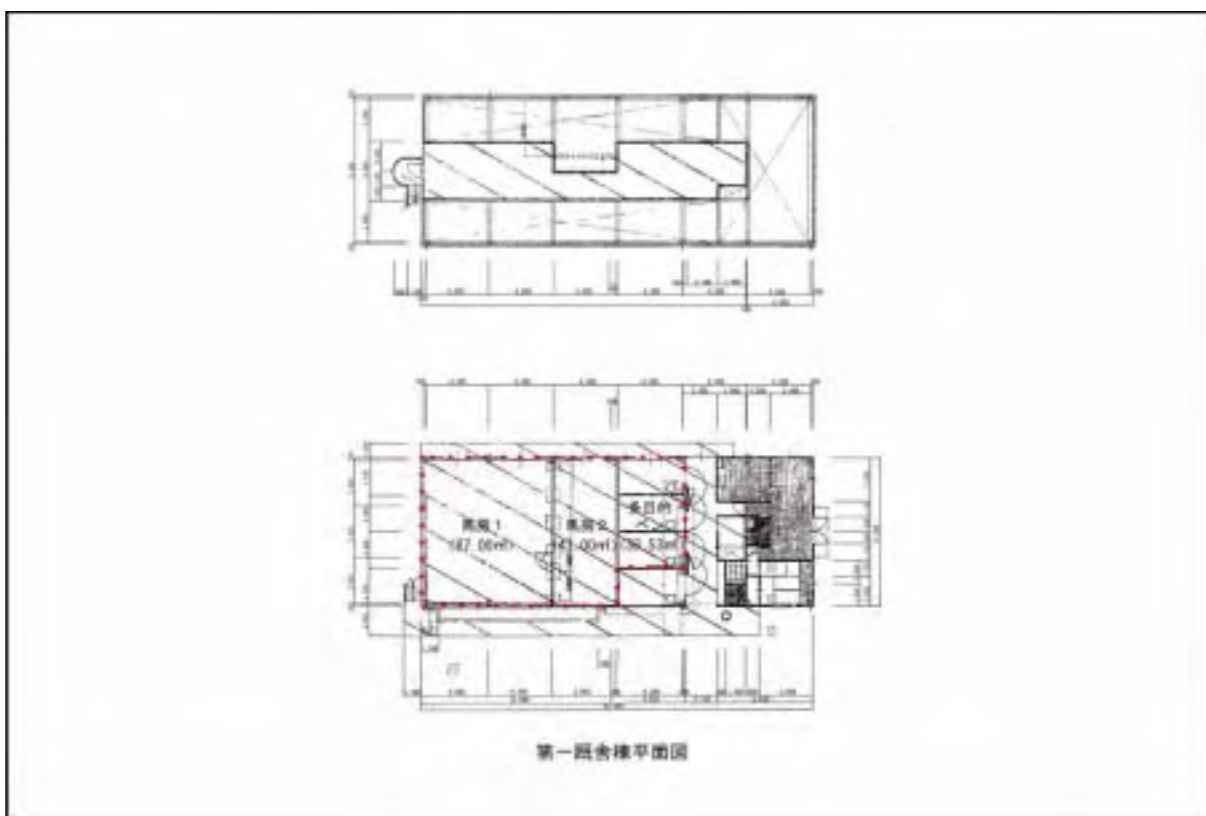


图 2 - 4 第 2 放牧場平面図

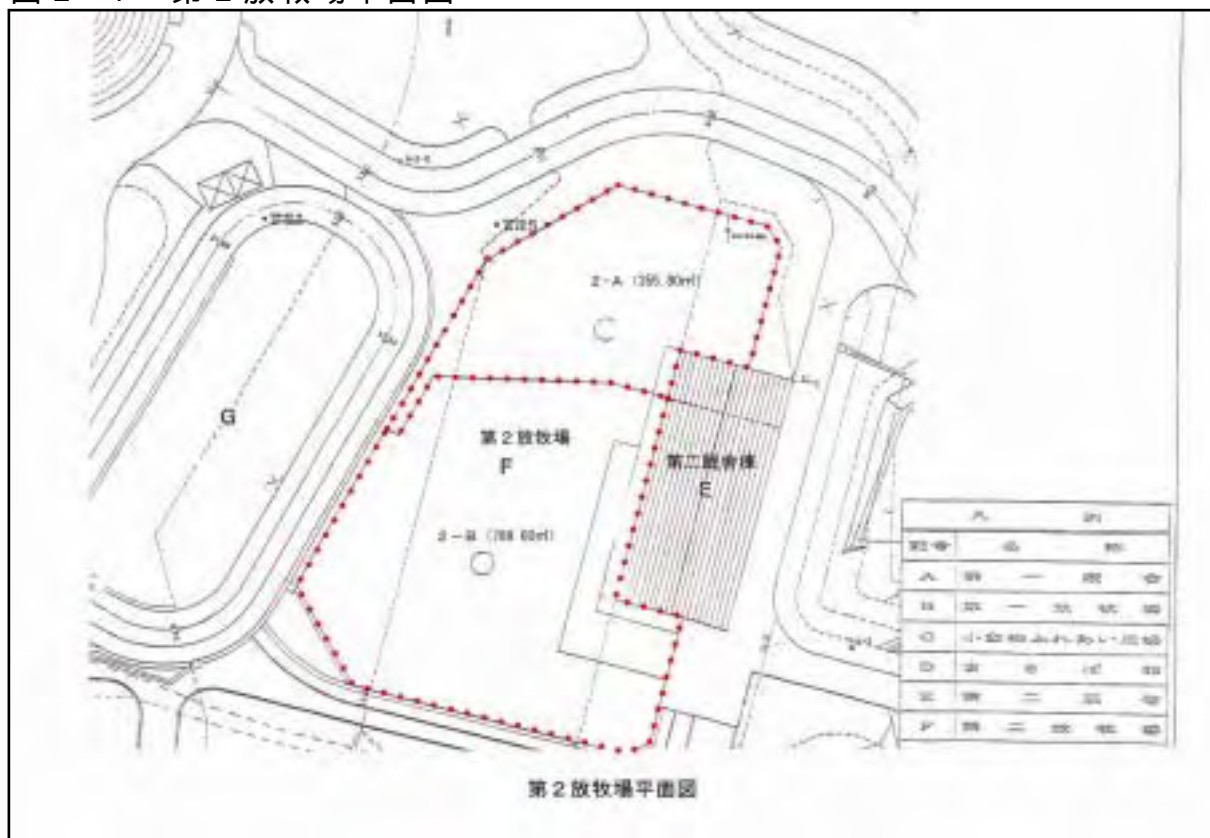


图 2 - 5 第 2 厩舎平面図

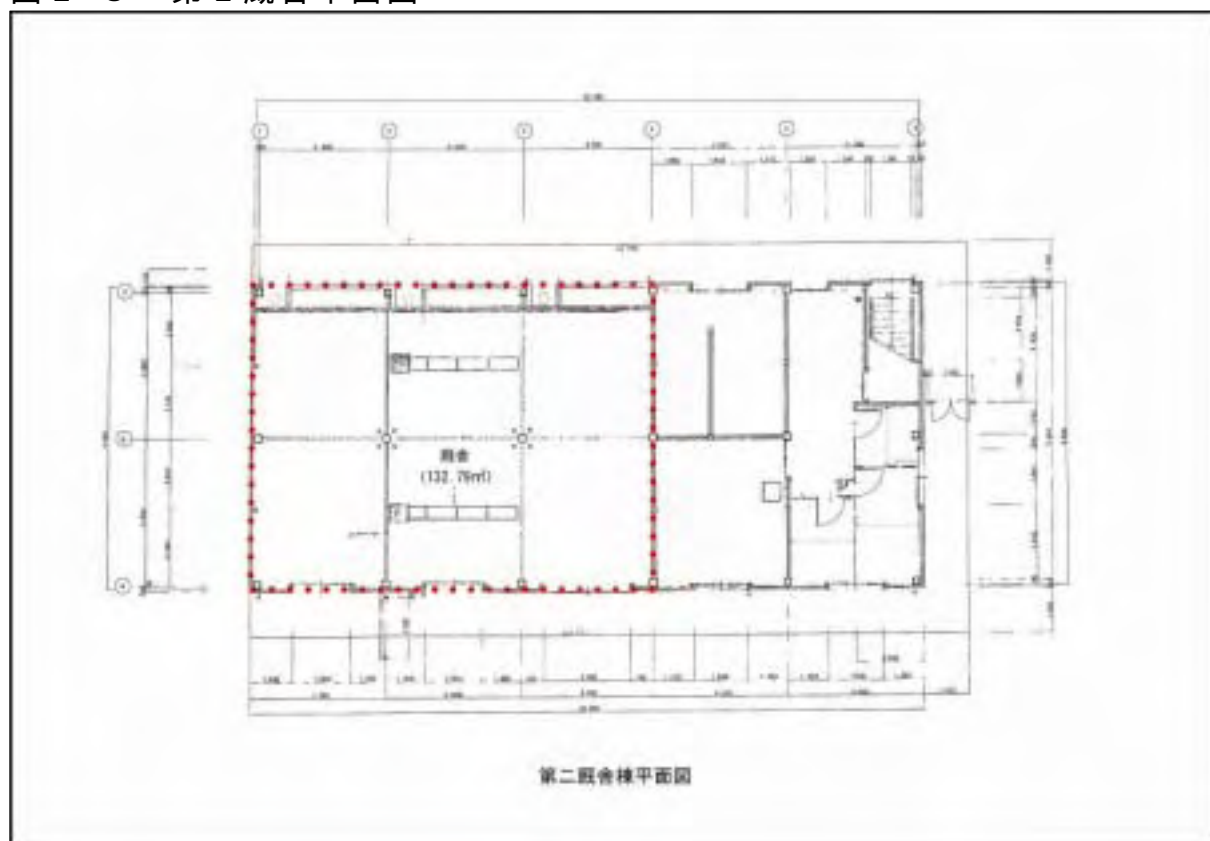


图 2 - 6 第 3 放牧場平面図

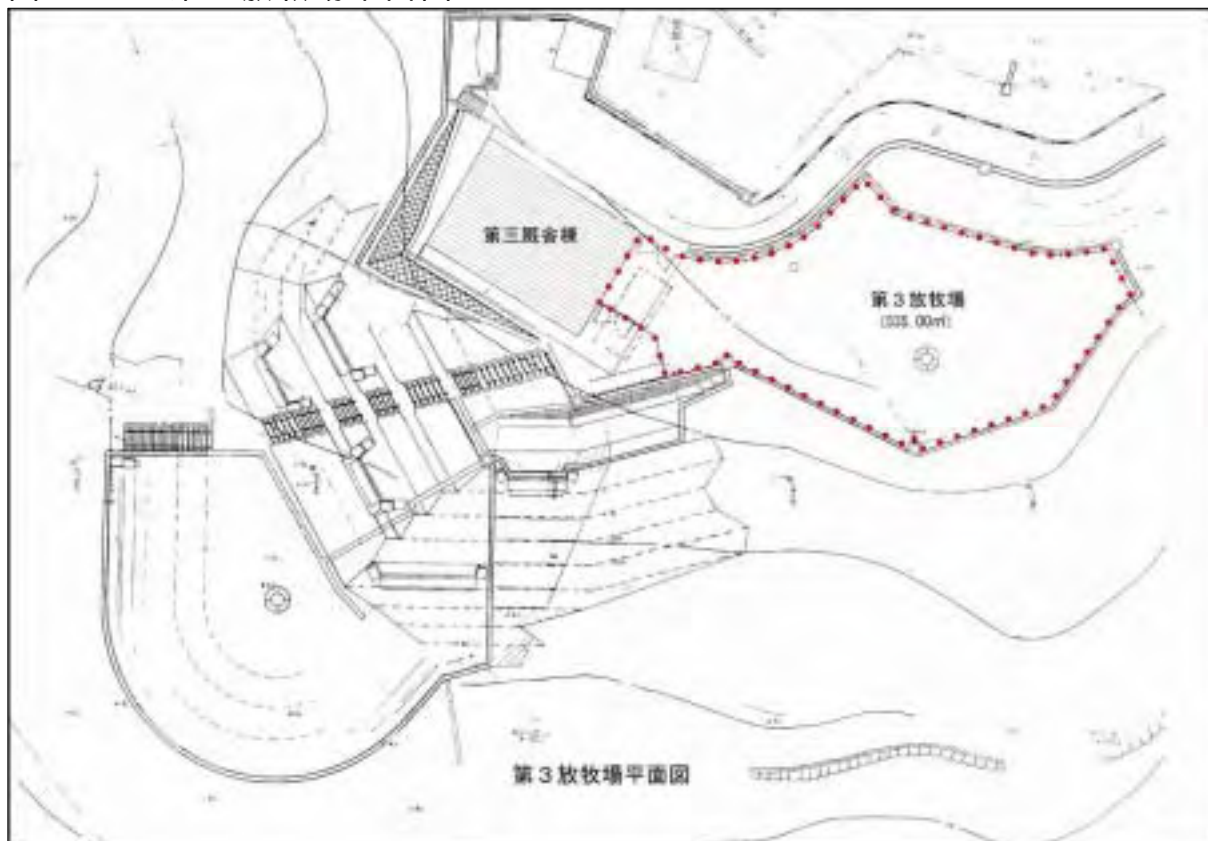


图 2 - 7 第 3 厩舎平面図

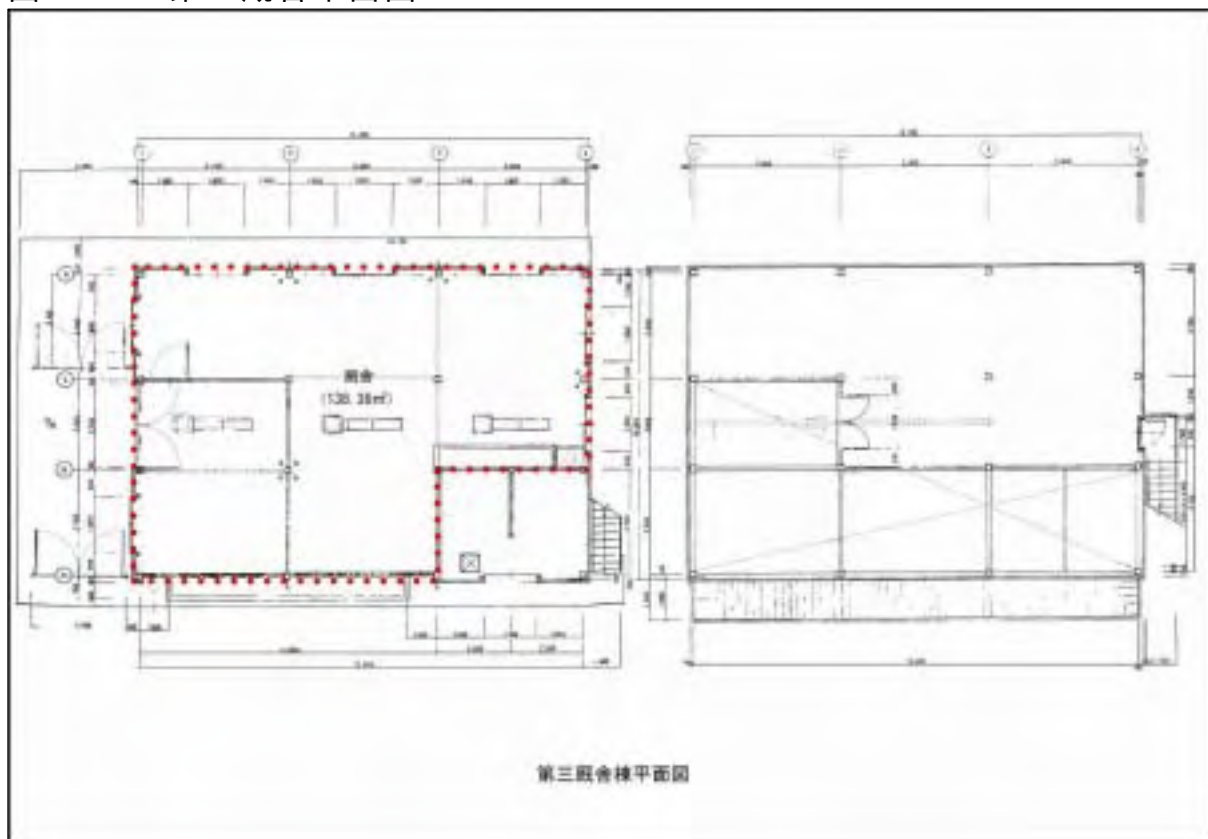


表 2 - 1 施設概要

施設名		構造	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	
放牧場	第 1 放牧場		4,020.00	1,030.00	493.20
					542.00
	第 2 放牧場			1,150.00	355.90
					789.60
	第 3 放牧場			1,840.00	535.00
厩舎棟	第 1 厩舎	鉄骨造 2 階建	808.53	337.40	43.00
	第 2 厩舎	鉄骨造 2 階建		375.25	44.26
					88.53
	第 3 厩舎	鉄骨造 2 階建		243.11	134.76
小動物ふれあい 広場	小動物舎	鉄骨造平屋建	524.20	31.82	
	小鳥舎	鉄骨造平屋建		23.38	
まきば館	1 階	鉄骨造 2 階建	415.47	316.51	
	2 階			212.78	
	PH			6.76	
催し場	ログハウス	木造平屋建	172.20	15.00	
	テント				
にこにこ広場	テントハウス	鉄骨造平屋建	591.00	150.00	
	芝生広場				
ちびっこ広場			797.00		
駐車場			6,565.00		
駐輪場			30.50		
乗馬広場			990.00		
みどりの広場			647.50		
便所棟			40.00		
いこいの広場			487.00		
わんぱく広場			2,140.00		
野鳥の森			5,600.00		
園路等			9,830.00		
植栽			22,704.21		
合計			56,362.61		

第 3 章 野間馬の概要

1 沿革と特徴

野間馬の起源は、寛永 12 年（1635 年）に伊勢国桑名から松山城に転封になった藩主久松定行公が、ご舎弟の今治城主定房公に命じて、今治港の北 4 km の来島海峡に浮かぶ馬島に軍馬の放牧場を作らせ、多くの馬を放牧させたことから始まるとされています。

この放牧は、飼料不足と疾病の発生のため、多くの馬が死亡し失敗に終わりました。そこで藩は、松山領内の野間郷（現在の今治市乃万地区）一帯の農家に馬の飼育を委託して繁殖させることとしました。

当時の馬は体高 4 尺（約 121 cm）を定尺として、この定尺より大きい馬は藩公から飼育費のほかに報奨金を与えることで増産を進める一方、この定尺より小さい馬は飼育費を支払わない代わりに農家に無償で払い下げられました。

現在の野間馬はこの定尺以下同士の交配からできあがったものといわれており、「野間駒」「野間子」「野間馬」と呼ばれ日本在来馬の中では一番小型の馬です。

四国地方には土佐駒（高知県）、越智駒（愛媛県）などの在来馬が飼育されてきたが、野間馬はその一種といわれています。

農家は、この小型馬が粗食で頑健、蹄鉄もはめずに 70kg の重い荷物を乗せることが出来ることから増殖が盛んに進められ、江戸時代には 300 頭ほど飼育され馬産地として大変栄えたといわれています。

主に瀬戸内海の島々や久万地方などに広く買い取られ、農耕や小道、山道での荷物の運搬に使われ、なくてはならない輸送の手段でした。

特に島しょ部の急傾斜地や細道での駄載用として、小型馬が重宝されたこともあって小型馬同士の交配が進み、より一層の小型化になりました。

しかしながら、明治以降の種牡馬検査法の制定や馬政局の設置などにより産馬改良が一層強化され、野間馬のような小型の土産馬の繁殖は禁止され、次第に減少の一途をたどりました。しかし、農家にとっては野間馬の強健な体質や荷物運搬の優れた能力などを忘れられず、大島（現在の今治市吉海地区及び宮窪地区）など島しょ部の人目のつかないところでわずかに飼育されていました。

さらに第 2 次世界大戦後の輸送手段の発達や農業の機械化などにより産業上の価値が薄まり、野間馬の頭数は激減していきました。

頭数が激減し絶滅の恐れがあった野間馬を保護しようという試みが、まず愛媛県立道後動物園（現在の愛媛県立とべ動物園の前身）で始まり、越智郡大島（現在の今治市吉海地区）より昭和 30 年（1955 年）2 月に雄 1 頭を、また昭和 36 年（1961 年）9 月に雌 1 頭の計 2 頭が動物園に導入され 4 頭の仔馬が誕生し内 2 頭が動物園で飼育されていました。

また、松山市の長岡悟氏は、愛媛県の在来馬である野間馬の頭数が少なくなったことを憂いて、昭和 34 年以来愛媛県周桑郡や今治市とその周辺の島

しよ部などの農家を回り、当時まだわずかに残っていた野間馬を引き取り飼育していました。

「野間馬は故郷の広い山野で育てるのが一番よい」という思いから長岡氏から昭和 53 年(1978 年) 6 月 30 日に今治市へ 4 頭の野間馬が寄贈されました。

同年に野間馬保存会を設立するとともに、乃万農業協同組合に事務局を設置し、関係機関、団体及び有志が集い、地域ぐるみで生きた文化遺産である野間馬を「ふるさとの宝」として大切に保存増殖に取り組むこととなりました。また飼育は、今治市野間の新開豊・美代香夫妻が永年にわたって牛を飼育した経験を生かして、同氏所有の山に囲まれた約 18a の傾斜地を「野間馬放牧場」として飼養管理を引き受けました。新開氏は不順であった生産状況を見て穀類を控え、良質な粗飼料と放牧を取り入れることで、昭和 54 年(1979 年) 以降順調な生産が続き、昭和 58 年(1983 年) には待望の雄の仔馬が 2 頭誕生しました。これは新開氏の老練でしかも丹精込めた飼養管理にあるといっても過言ではありません。

昭和 60 年(1985 年) 10 月には社団法人日本馬事協会より全国で 8 番目の日本在来馬として認定され、又、昭和 63 年(1988 年) 4 月に今治市の指定文化財(天然記念物) に指定されました。

2 野間馬の状況

(1) 野間馬の飼養頭数

野間馬の飼養頭数は、次のとおりです。

表 3 - 1 野間馬飼養頭数

雄	去勢雄	雌	合計
37 頭	9 頭	38 頭	84 頭

(平成 20 年 10 月現在)

(2) 日本在来馬としての野間馬

ア 認定に至る経緯

昭和59(1984)年 社団法人日本馬事協会による「野間馬に関する学術調査」が実施される。

昭和60(1985)年 社団法人日本馬事協会より全国で 8 番目、四国では唯一の日本在来馬として認定される。

平成 3 (1991)年 血統管理を推進するために飼養馬全頭に耳票を装着し、分離飼育を始める。

平成 4 (1992)年 血統管理を推進するために鹿児島大学より全面的な協力を得て飼養馬全頭の DNA 鑑定を実施し親子識別に取り組む。

平成13(2001)年 社団法人日本馬事協会より全国で 4 番目に種馬登録の対象として認定される。

平成14(2002)年 血統管理システムの運用を開始する。

イ 認定概要

(ア) 認定年月

昭和 60 (1985) 年 10 月

日本在来馬の種類

日本在来馬としては、北海道和種馬(北海道)、木曾馬(長野県)、対州馬(長崎県)、御崎馬(宮崎県)、トカラ馬(鹿児島県)、宮古馬(沖縄県)、与那国馬(沖縄県)及び野間馬の 8 馬種が認定されています。

ウ 種馬登録規程

(ア) 認定年月

平成 13 (2001) 年 4 月 1 日

表 3 - 2 社団法人日本馬事協会種馬登録規程野間馬体型標準

区分	野間馬
体 高	90 cm ~ 120 cm
胸 囲 率	110% ~ 120%
管 囲 率	10.5% ~ 13.0%
毛 色	鹿毛、栗毛、芦毛、青毛とする。鰻線を有するものもあるが、白徴は、頭部、肢部ともない
外貌資質	小格、中駆はやや長く、たてがみ等長毛は豊かで長い。肢蹄堅牢、体質強健、持久力に富み温順な性質である。
頭 頸 部	頭はやや大きく、額広く、鼻梁直。 眼は黒く豊円で、耳は短直で締まり良い。 頸は薄く短い。
前 駆	き甲は短く高い。 体幅に乏しく、肩は俊立しているものが多い。
中 駆	背は短く、腰への移行が滑らかで力がある。
後 駆	体幅薄く、編笠尻。 急傾斜地の昇降に順応した曲飛、X状肢勢を呈するものが多い。
歩 様	歩様確実、短節であるが力あり。

(イ) 現況

表 3 - 3 野間馬登録状況 (現飼養馬)

項目	雄	雌	合計
血統登録・補助血統登録	28	10	38
繁殖登録・補助繁殖登録	9	21	30
合計	37	31	68

(平成 20 年 10 月現在)

(2) 今治市指定文化財としての野間馬

ア 指定に至る経緯

昭和60(1985)年 社団法人日本馬事協会より日本在来馬として認定されたのを受け、学術上価値の高いものとして、今治市指定文化財の指定申請の検討を始める。

昭和62(1987)年 野間馬保存会より今治市教育委員会に対し今治市指定文化財(天然記念物)の指定を申請する。

昭和63(1988)年 今治市教育委員会より今治市指定文化財(天然記念物)に指定される。

イ 指定概要

(ア) 名称

日本在来馬野間馬

(イ) 指定年月日

昭和 63 (1988) 年 4 月 6 日付け 今文第 72 号

(ウ) 所在の場所

今治市野間大谷乙 1 番地 1

野間馬の特徴

今治市指定文化財(天然記念物)としての野間馬の特徴としては「日本在来の未改良小型の馬で体高 115 cm ~ 125 cm、体長 130 cm ~ 137 cm、胸囲 145 cm ~ 150 cm、管囲 14 cm ~ 15 cm 内外で、胴長で斜尻、四肢細く、関節は太くて締まり、蹄は緻密、ちびにくいのが特徴で蹄鉄の必要がない。性質は精かんで粗管理に耐え、持久力に優れている。」と紹介されています。

第 4 章 計画

1 保存管理の課題

(1) 保存すべき野間馬の基準策定

社団法人日本馬事協会種馬登録規定事務細則において野間馬体型標準は規定されており、体型標準に適合している野間馬については血統登録及び繁殖登録を行う環境が整っています。集団の中で近交係数及び血縁係数が優れている馬を繁殖登録馬として登録し、世代交代を進めながら、優良な種の保存に努めなければなりません。優良な種の保存という観点からすると血統登録馬及び繁殖登録馬に限定して保存し、それ以外の馬については整理方法の検討が必要です。その点でも「保存すべき野間馬」の明確な基準作りが求められます。

(2) 繁殖グループの拡充

現在の飼養頭数が84頭ということで種の保存を図るための増殖という目標に対しては、一定の成果は挙げられたと考えられます。

今後は、優良な種の保存という観点から近交係数及び野間馬体型標準を最重要項目とした繁殖計画の策定が必要となってきます。

近交係数の上昇の抑制を図るための方策の一つとして、繁殖集団の拡充があります。しかし、繁殖集団の拡充を行えば、当然として生産頭数が増加し、施設適正飼養頭数とのバランス調整が必要となってきます。そのバランス調整を図るためには、保存育成及び利活用の選定基準を確立し、選定基準外となった野間馬を野間馬ハイランド外に放出することも考えなければなりません。また、繁殖馬房の絶対数が不足した場合は繁殖用馬房の新規整備の検討が必要となってきます。

(3) 市指定文化財としての野間馬の整理方法

野間馬は、市指定文化財として指定されていますが、指定文化財としての取り扱いの整理としては、学術上価値の高い動物として市指定文化財に指定されている「日本在来馬野間馬」とは在来馬という観点からも「繁殖登録馬としての野間馬」を指しているということとします。

ただし、非繁殖登録馬に「価値がない」ということではなく、指定文化財としての「野間馬」でないだけです。

(4) 感染症等による絶滅の回避のための飼育場所の確保

現在の飼養状況で家畜伝染病が発生した場合、法律等で発生した所在地からの移動の制限、家畜伝染病のまん延を防止するため発生した所在地で飼養している野間馬の処分等も想定され、絶滅の危機に瀕する恐れがあります。そのような危機的状況を回避するためには、副次集団を形成し、必要な放牧場の設置を含めた野間馬ハイランド以外での飼育場所の確保が必要です。現在、野間馬ハイランド以外において、繁殖グループの形成に

必要な個体を育成している場所としては、愛媛県立とベ動物園のみです。

しかし、放牧場等を設置するためには、放牧場予定地の選定、周辺同意及び処理水の放流同意、施設整備費用の予算の財源確保といった解消すべき課題が多くあります。

(5) 野間馬の放出に係るルールの整備

放牧場等の確保が困難であっても、飼養場所の分散化を促進し感染症等による絶滅危機の回避を図るための方策が必要ですが、その一つとして貸出又は譲渡の制度化が考えられます。現在でも貸出又は譲渡を希望する問い合わせがある中で、円滑な事務処理を行うため、要綱等を策定する必要があります。希望目的が公共性及び公益性の高いものと認められる貸出又は譲渡の対象者については、要綱等のルールに則った事務手続きをすることで積極的に貸出又は譲渡を行い、擬似的に副次集団を形成することが可能となります。なお、外部へ放出する場合は、他の馬種との交雑の可能性があるので外部での繁殖の取扱は、十分に注意が必要となります。

2 課題の対応方針の前提条件

今治市野間馬ハイランド外における野間馬の繁殖の考え方

今治市野間馬ハイランド外での野間馬の繁殖は、下記の理由から原則禁止とします。

野間馬が野間馬として存在するために生産地にこだわるのが重要であること。

社団法人日本馬事協会種馬登録規程事務細則 第2の(1)のウで「日本在来馬は、それぞれの原産地で生産されたものであって、血統上3代前までの間又は原産地で過去15年間にわたり、他の品種が混血していなく、かつ、品種判定委員会において外貌体型上品種の特性をそなえていると認められたもの限り、当該品種とする。」と規定されていること。

今治地方の先祖たちが長い歴史の過程の中で今治地方の自然と風土の中で育て上げてきたのが野間馬であり、広く市民に愛される野間馬を「ふるさとの宝」として、次代に引き継ぐ貴重な財産として、今治市としても保存育成に努める必要があるため、今治市野間馬ハイランドを整備し、保存育成にかかる経費を負担している経緯があること。

3 課題の対応方針

(1) 保存すべき野間馬の基準策定

ア 保存育成対象馬の選定基準

ブリーディング・ストックの対象となる馬は、社団法人日本馬事協会種馬登録規程に基づく繁殖登録馬（繁殖終了馬は除く。）及び繁殖登録候補馬とします。

繁殖終了馬

...血統、高齢又は事故等のため今後ブリーディング・ストックに復帰する可能性のない繁殖登録馬

ブリーディング・ストックの種別は、繁殖対象馬、繁殖候補対象馬及び繁殖育成馬候補対象馬とします。

繁殖対象馬

...繁殖集団を構成する馬

繁殖候補対象馬

...次の繁殖集団を構成する馬

繁殖育成馬候補対象馬

...次の繁殖候補集団を構成するために繁殖登録を申請する予定の馬

ブリーディング・ストックの選抜基準は、繁殖登録馬（繁殖終了馬は除く。）及び繁殖登録候補馬の中から、橋口勉名誉教授をはじめとする鹿児島大学の指導のもと、優良な種の保存という観点から、最重要課題である近交退化を予防するとともに血縁係数、毛色、調教適正、繁殖能力及び健康等を考慮した選抜基準とします。

イ 利活用対象馬の選定基準

利活用対象馬の対象となる馬は、原則としてブリーディング・ストックに属さない馬で、乗馬や乗馬療育など今治市野間馬ハイランドの管理運営で利活用している馬とします。

コマーシャル・ストックの種別は、利活用対象馬及び譲渡対象馬とします。

利活用対象馬の選抜基準は、原則としてブリーディング・ストックに属さないこととします。

ウ 調整対象馬の選定基準

調整対象馬は譲渡対象馬とします。

譲渡対象馬の対象となる馬は、繁殖終了馬、近親交配系統馬及び非血統登録馬とします。

譲渡対象馬の種別は、繁殖終了馬、近親交配系統馬及び非血統登録馬とします。

繁殖終了馬

...血統、高齢又は事故等のため今後ブリーディング・ストックに復帰する可能性のない繁殖登録馬

近親交配系統馬

...両親が同じ繁殖登録馬が既に存在するので、近親交配を避けるために繁殖登録を行う必要がない血統登録馬

非血統登録馬

...血統登録の要件を満たしていない馬

譲渡対象馬の選抜基準は、繁殖終了馬、近親交配系統馬及び非血統登録馬に該当することとします。

(2) 繁殖グループの拡充

ア 野間馬体型標準を最重要項目とした繁殖計画

繁殖計画については、橋口勉名誉教授をはじめとする鹿児島大学の指導のもと、社団法人日本馬事協会種馬登録規定事務細則で規定する野間馬体型標準に適合し、近交係数、血縁係数、毛色、調教適正、繁殖能力及び健康等を高次元でバランスが取れた野間馬を増殖することを目標とした繁殖計画を策定し、近交退化を予防することを最重要課題として、ブリーディング・ストックの選抜による優良な種の保存を行うこととします。

鹿児島大学との野間馬の保存育成に関する共同研究については、市及び今治市野間馬ハイランド指定管理者と密接に連携しながら継続して実施することとします。

血統管理システムを活用し、個体毎に血統登録や繁殖登録などに準ずる戸籍簿(馬名、生年月日、性別、毛色、産地、血統、血縁係数、近交係数、体尺測定値、体重測定値、生産者など)の整理を行うこととします。

イ 繁殖グループの拡充

橋口勉名誉教授をはじめとする鹿児島大学の指導のもと、社団法人日本馬事協会種馬登録規定事務細則で規定する野間馬体型標準に適合し、近交係数、血縁係数、毛色、調教適正、繁殖能力及び健康

等を高次元でバランスが取れた野間馬を増殖することを目標とした繁殖計画に基づく繁殖を実施することとします。

繁殖グループ数増加に伴い、施設改修が必要となった場合については、実施を検討することとします。

生産頭数増加に伴う飼養施設の環境悪化については、譲渡対象馬を野間馬ハイランド以外の飼養可能施設に譲与、無償貸付等を行い、野間馬ハイランドの適正飼養頭数に調整することで対処することとします。

野間馬における遺伝的変異性の把握及び野間馬の繁殖生理に関する研究については、鹿児島大学と今治市野間馬ハイランドの指定管理者で共同研究を継続して行うこととします。

(3) 市指定文化財としての野間馬の整理方法

ア 市指定文化財の指定範囲

市指定文化財である「日本在来馬野間馬」と指定されている野間馬の範囲については、「日本在来馬」という観点及び学術上価値の高いものという観点から、社団法人日本馬事協会種馬登録規程に基づいた繁殖登録馬とします。

繁殖登録馬以外の野間馬は、今治市文化財保護条例の適用外と整理することとします。

譲渡対象馬のうち繁殖登録馬を外部へ放出する場合は、市指定文化財として今治市文化財保護条例に基づく必要な手続きを行います。

市が所有権を有する繁殖登録馬については、市の区域外に所在する場合でも指定を解除しないこととします。

今治市文化財保護条例

(解除)

第5条 教育委員会は、市指定文化財が市の区域内に所在しなくなったとき又はその価値を失ったときその他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

今治市指定文化財としての特徴の紹介については、野間馬の社団法人日本馬事協会種馬登録規程体型標準に統一することとします。

表 4 - 1 市指定文化財と日本在来馬体型標準の相違

区分	市指定文化財	野間馬の体型標準
体 高	115 ~ 125cm	90 ~ 120cm
胸 囲 率	145 ~ 150cm (胸囲)	110 ~ 120%
管 囲 率	14 ~ 15cm (管囲)	10.5 ~ 13.0%
毛 色		鹿毛、栗毛、芦毛、青毛とする。鰻線を有するものもあるが、白徴は、頭部、肢部ともない。
外貌資質	<u>胴長で斜尻、四肢細く、関節は太くて締り、蹄は緻密、ちびにくいのが特長で蹄鉄の必要がない。性質は精かんで粗管理に耐え、持久力に優れている。</u>	<u>小格、中駆はやや長く、たてがみ等長毛は豊かで長い。肢蹄堅牢、体質強健、持久力に富み温順な性質である。</u>
頭 頸 部		頭はやや大きく、額広く、鼻梁直。目は黒く豊円で、耳は短直で締まり良い。頸は薄く短い。
前 駆		き甲は短く高い。 体幅に乏しく、肩は俊立しているものが多い。
中 駆		背は短く、腰への移行が滑らかで力がある。
後 駆		体幅薄く、編笠尻。 急傾斜地の昇降に順応した曲飛、X状肢勢を呈するものが多い。
歩 様		歩様確実、短節であるが力あり。

市指定文化財については、指定文化財指定申請書の「形状」の欄に記載されていたもの。

日本在来馬の体型標準については、社団法人日本馬事協会種馬登録規程事務細則別表第 2 に記載されているもの。

(4) 感染症等による絶滅の回避のための飼育場所の確保

ア 副次集団の形成

副次集団の対象馬は、ブリーディング・ストックとします。

副次集団施設の整備は行いません。(今治市関連事業で有効と考えられる事業は別途検討します。)

副次集団については、調査研究を継続して行うこととします。

市が、副次集団が飼養可能と判断することができる施設に対して、飼養条件等を含めた副次集団の管理について依頼・協議を行うことを検討します。

副次集団について、今治市野間馬ハイランド外での繁殖は原則として行わないこととします。

(5) 野間馬の放出に係るルールの整備

ア 譲渡又は貸付に関する制度化

野間馬の譲渡又は貸付を制度化します。(必要に応じて要綱、要領等を制定します。)

譲渡又は貸付の審議は、学識経験者等で構成される審査機関を改めて設置し、その審査機関において行うこととします。

野間馬の譲渡又は貸付の基準は、「今治市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に準じて決定します。

ブリーディング・ストックについては、副次集団の形成が必要な場合にのみ無償貸付(即時返還条件付帯)を行うこととします。

野間馬の飼養状況について、1年間に1回以上の定期報告を求めることとします。

審議結果については、市公式ホームページにて公表するよう努めます。

今治市野間馬ハイランド外での繁殖は原則として行わないこととします。

他の馬種との交雑は厳禁とします。(罰則規定を設けます。)

表 4 - 2 課題の対応方針一覧表

項目	ブリーディング・ストック	コマーシャル・ストック	
	保存育成対象馬	利活用対象馬	譲渡対象馬
対象となる馬	社団法人日本馬事協会種馬登録規程第5条による繁殖登録馬（繁殖終了馬は除く。）及び繁殖登録候補馬	原則としてブリーディング・ストックに属さない馬で、乗馬や乗馬療育など今治市野間馬ハイランドの管理運営で利活用している馬	ブリーディング・ストックに属さない馬で、繁殖終了馬、近親交配系統馬及び非血統登録馬
種別	繁殖対象馬 繁殖候補対象馬 繁殖育成馬候補対象馬	利活用対象馬	繁殖終了馬 近親交配系統馬 非血統登録馬
選抜基準	社団法人日本馬事協会種馬登録規程第12条に規定する体型標準、血統及び毛色に基づき選抜する繁殖集団に属すること。	原則としてブリーディング・ストックに属さないこと。	繁殖終了馬、近親交配系統馬又は非血統登録馬に該当すること。
市指定文化財としての指定範囲	指定範囲内	原則として指定範囲外（繁殖登録馬については指定範囲内。）	原則として指定範囲外（繁殖登録馬については指定範囲内。）
副次集団の形成	対象内（繁殖終了馬は除く。）	対象外	対象外
外部への放出の対象	原則として放出しない。 （副次集団を形成する場合のみ、例外的に無償貸付することとする。）	放出しない。	放出する。

4 野間馬の譲渡又は貸付に関する考え方

今治市野間馬ハイランドにおける適切な飼養環境及び終生飼養の確保並びに周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないような適切な管理を可能とするとともに、飼養場所の分散化を促進し感染症等による絶滅の回避を図るため、保存育成対象馬（例外的に副次集団の形成時のみ）並びに保存育成対象馬及び利活用対象馬に属さない馬を譲渡対象馬として今治市野間馬ハイランドの外部に譲渡又は貸付する方針となりました。

野間馬は、日本在来馬として認定されるとともに今治市指定文化財に指定された「ふるさとの宝」であり、次世代へと適切に保存し伝達していかなければならない貴重な財産であるため、その飼養及び管理に関しては適切に行われることが求められます。

そのため、野間馬の譲渡又は貸付に際しては、譲渡希望者又は貸付希望者の野間馬の飼養及び保管における目的、資格、能力等の条件を審査する必要があるため、野間馬の飼養及び保管に関する基準を定めなければなりません。

（１）飼養環境の基準

国は、人と動物が共生したよりよい社会をめざして、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）を定めており、法第 5 条に基づき、動物の愛護及び管理に関する政策を総合的に推進するための基本的な指針（平成 18 年 10 月 31 日環境省告示第 140 号）を定めています。その中で動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物、展示動物、実験動物及び産業動物等とされています。

また、法第 7 条に基づき、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 104 号）」、「展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成 16 年 4 月 30 日環境省告示第 33 号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号）」及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和 62 年 10 月 9 日総理府告示第 22 号）」の 4 種類の基準を定めています。

以上のことから野間馬の飼養及び保管に関する基準は、動物の愛護及び保護に関する基準を準用することとします。

動物の愛護及び管理に関する法律

（基本指針）

第 5 条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第 7 条 略

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(2) 譲渡又は貸付に関する基準

ア 譲渡又は貸付の目的

野間馬の譲渡又は貸付の目的は、動物の愛護及び保護に関する基準を準用するため、種の保存、教育、展示、産業及び科学とします。

(ア) 種の保存

種の保存の用に供することを目的とする場合とします。

(イ) 教育等

情操の涵養、生態観察その他教育又は福祉の用に供することを目的とする場合とします。

(ウ) 展示

展示及び触れ合いの用に供することを目的とする場合とします。ただし、動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律第10条に規定する展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。））の登録業者の方でなければなりません。

動物の愛護及び管理に関する法律

（動物取扱業の登録）

第10条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。））その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第25条第1項及び第2項並びに第4節において同じ。）の登録を受けなければならない。

(エ) 産業

畜産等の利用に供することを目的とする場合とします。

(オ) 科学

畜産に関する飼養管理の教育、試験研究その他の科学上の利用に供することを目的とする場合とします。

イ 施設

施設の種別は、公的施設及び民間施設とします。

(ア) 公的施設

公的法人が設置・所有している施設。

(イ) 民間施設

公的施設以外の施設。

ウ 申請者

申請者の種別は、公的法人、非営利法人、営利法人及び個人等とします。

(ア) 公的法人

国、公法人、独立行政法人等及び認可法人等

(イ) 非営利法人

公益法人、学校法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人等

(ウ) 営利法人

会社法に基づく会社等

(エ) 個人等

個人及び任意団体

(3) 譲渡又は貸付に関する条件

ア 条件の付帯

譲渡又は貸付を行う場合には、野間馬の保存管理に必要と思われる条件を付帯することとします。

イ 有償の場合の価額

有償譲渡又は有償貸付の場合の譲渡額又は貸付額については、譲渡又は貸付する野間馬の性別、年齢、馴致度、社会状況等を考慮する必要があるため、該当する案件ごとに個別に審査機関において検討することとします。

資 料

今治市野間馬保存管理委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	おおざわ	かつゆき	今治市野間馬ハイランド園長
	大澤	勝幸	
	おおざわ	しんご	野間部落総代
	大澤	信午	
	おち	かおる	神宮部落総代
	越智	馨	
	おち	はるひこ	今治育成園施設長
	越智	晴彦	
	かわべ	こうたろう	鹿児島大学
	河邊	弘太郎	フロンティアサイエンス研究推進センター助教
	かん	ただのり	今治市教育委員会文化振興課課長
	菅	忠則	
	たん	ゆきひろ	愛媛県東予家畜保健衛生所今治支所所長
	丹	幸大	
	なかはし	はるひこ	今治市立乃万小学校校長
	中橋	治彦	
	ながの	みのる	公募委員
	長野	實	
委員長	はしぐち	つとむ	鹿児島大学名誉教授
	橋口	勉	
副委員長	みはし	えいじ	愛媛県立とべ動物園園長
	三橋	英二	
	わたなべ	まさかつ	今治市産業振興部部長
	渡邊	政勝	

今治市野間馬保存管理委員会経過

回数	時期	内容
第 1 回	平成20年 8月27日	委員長及び副委員長の互選 野間馬保存管理計画策定の考え方及び進め方 提言書の提言内容確認 今後のスケジュール確認
第 2 回	平成20年 11月 5 日	課題の対応方針の検討
第 3 回	平成20年 12月16日	野間馬の譲渡又は貸付に関する考え方 今治市野間馬保存管理計画（案）の検討
	平成20年 12月26日 ～ 平成21年 1月26日	パブリック・コメント（意見募集）の実施
第 4 回	平成21年 2月25日	今治市野間馬保存管理計画（案）の決定 答申方法の検討
	平成21年 2月25日	市長へ答申

今治市野間馬保存管理計画

平成21年 3月 初版発行

発 行 今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

〒794-8511 電話 0898 (32) 5200

編 集 産業振興部観光課